

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日には、  
当たる翌日がと日)

## 目次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による医療機関の変更（〃）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

土地改良事業計画の変更の認可（〃）

都市計画事業の認可（下水道課）

◇雑報 平成九年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者（住宅課）

## 告示

### 鳥取県告示第七百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年十二月五日

鳥取県知事 西尾邑次

### 鳥取県告示第七百八十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年十二月五日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
鳥取市老人保健施設やすらぎ	鳥取市的場一丁目一一	平成八年六月二十九日
米子保健所根雨支所	日野郡日野町根雨七一一	平成九年四月一日
倉吉市山根四三		平成九年十一月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きむら小児科	米子市皆生二七二六一	平成九年十一月十八日
有限会社むらかみ薬局	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	ク
智頭町訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	平成九年十一月二十七日
まつもと薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九一	ク

**鳥取県告示第七百八十九号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目一〇〇一	平成八年十二月二十九日
清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	〃
さむら小児科	米子市皆生二七二六一一	平成九年九月三十日
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一一	平成九年十月三日
小田小兒科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成九年十月二二十八日
小田耳鼻咽喉科医院	〃	〃

**鳥取県告示第七百九号**

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業服部地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十二月五日

鳥取県告示第七百九十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業服部地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

平成九年十二月八日から二十一日間

**三 縦覧に供する場所**

鳥取市役所

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 縦覧に供する書類**  
土地改良事業計画書及び条例の写し**二 縦覧に供する期間**  
平成九年十二月八日から二十一日間**三 縦覧に供する場所**  
鳥取市役所**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成九年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農林地一体開発整備パイロット事業神戸上地区農用地造成と農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画の変更を平成九年十一月一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成九年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

福部村

## 二 都市計画事業の種類及び名称

福部都市計画下水道事業 福部村公共下水道

## 三 事業施行期間

平成九年十二月五日から平成十六年二月二十一日まで

## 四 事業地

1 収用の部分 岩美郡福部村大字細川字梨子治郎谷、字上屋敷上工、字下屋敷、字

青崎、字中瀬、字鍋岩、字龜井、字嫁田、字上江尻、字上龜井、字中

龜井、字下駒帰、字中屋敷、字上屋敷、字平山、字平山上工、字回山、

字高浜及び字湊、大字高江字福長、字内田、字堂頭、字流山、字岡ノ

谷、字内土居、字赤子谷、字中前田、字下前田、字難波前、字下屋敷、字上屋敷、字真名ヶ谷及び字東土居、大字湯山字高浜、字赤坂、字船

山、字太田、字兔谷、字高畦、字深谷、字池渕、字鳥越、字岡畠、字直浪、字西小屋、字小兔谷、字練ヶ谷、字東小屋、字古屋敷、字宮ノ

前、字下森崎、字口多鯰、字奥多鯰、字上河原、字下河原、字太田澤、字琴弾浦、字西入江、字中溝澤、字八ノ尾、字蟹屋敷、字上渡瀬、字下渡瀬、字小松崎、字下火打原、字東岡土居、字西岡土居、字志睦道

江、字稻場ノ上、字台山、字船入稻場、字八ノ尾澤、字四ノ尾澤、字益田、字中所、字土居、字洲口、字口黒谷、字代田、字小原及び字溝尻澤、大字海士字河原、字浪花、字雌尾、字糲箱、字高浜、字蛇持、字和田、字黒木、字新堀、字前田、字六反田、字天王下、字縣屋敷、字乙ノ橋、字宮ノ前、字西ノ野、字土居向、字蟹屋敷、字御内容、字雌尾ノ下、字觀音ノ上、字五輪ノ上、字林口屋敷、字中橋、字宮向、字柳坂屋敷、字天王向、字真名ヶ谷、字獄ノ垣及び字江ノ端並びに大字栗谷字東龜井地内

## 2 使用の部分 なし

雜 報

平成9年10月19日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成9年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成9年12月5日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河野正三

平成9年12月5日 金曜日

西谷 和彦	渡部 康男	有松 敦紀	藤原 博文
野口 靖樹	伊木 雅裕	田原理一郎	石田小百合
井上 伴文	大田 由美	横山 善万	前田 浩之
大川 真彦	畠 知里	木島 史子	大塚 将貴
津村 拓朗	赤名 政司	中村 健彦	伊吹 圭司
岡本 昭幸	遠藤 忠敏	瀧山 博文	松本 洋介
松越 聰美	古都 修	小澤 利康	安藤 和美
松本 直樹	長谷川 満	森下ゆかり	尾崎 知典
福岡 洋子	石賀 太一	福田規容子	藏本 豊一
上田 晋也	舟木 敏規	安倍 広和	松浦 敏矩
山根 和子	長尾 英之	吉村 武司	西山 寿子